

2

道路〔1〕

一般都市施設



基本的考え方

歩道は、人が目的とする施設に安全かつ円滑に到達するための重要な通路である。そのため、全ての人々が安全に移動できる歩行空間として連続的に整備する。特に縦断勾配と横断勾配は緩やかにし、横断歩道前後では、車いす使用者、視覚障害者の安全性を考慮する。

1. 歩道

一般都市施設整備基準

歩道は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、200センチメートル以上とすること。
- (2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 排水溝には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。
- (5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。
 - ア) 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。
 - イ) すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
 - ウ) すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。

整備基準解説 ◇

(1) 幅の確保

- ア) 200センチメートルは、車いす使用者同士が相対してすれ違うことができる幅180センチメートルに安全率として余裕幅を加えたものである。200センチメートル以上確保することが困難な箇所等やむを得ない場合には、100センチメートル以上の幅を連続して確保し、車いすが転回できる構造として、要所には150センチメートル以上の幅を確保する。
- イ) 幅をできるだけ広く確保するため、必要に応じて電柱等の整理統合に配慮する。
- ウ) 歩車道を明確に分離し、歩道への乗り上げ駐車を防ぐため、ガードパイプや植樹帯等の道路構造上の工夫をする。

(2) 段

通路の施工にあたっては、凹凸や段が生じないよう平坦性の確保に十分配慮する。

(3) 路面

- ア) 路面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げ材を選択する。
- イ) 路面の摩擦が大きい場合は、逆につまずく原因となることもあるので舗装材の選択には十分留意する。

(4) 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

(5) 交差点及び横断歩道

ア) 段差

車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性の確保の双方を考慮し、歩車道の境界部分の段差を2センチメートルとして最小限残すとともに面取り構造とする。

イ) 勾配

(ア) 切下げによって生じる勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。

(イ) 水平区間

信号待ちの際、切り下げた部分に車いすが停止できる水平区間としては、150センチメートル以上確保することが望ましい。

◇ ◇

図 1-A

図 1-B

図 1-C

図 1-D

図 1-E

図 1-F

図 1-A 歩道の幅

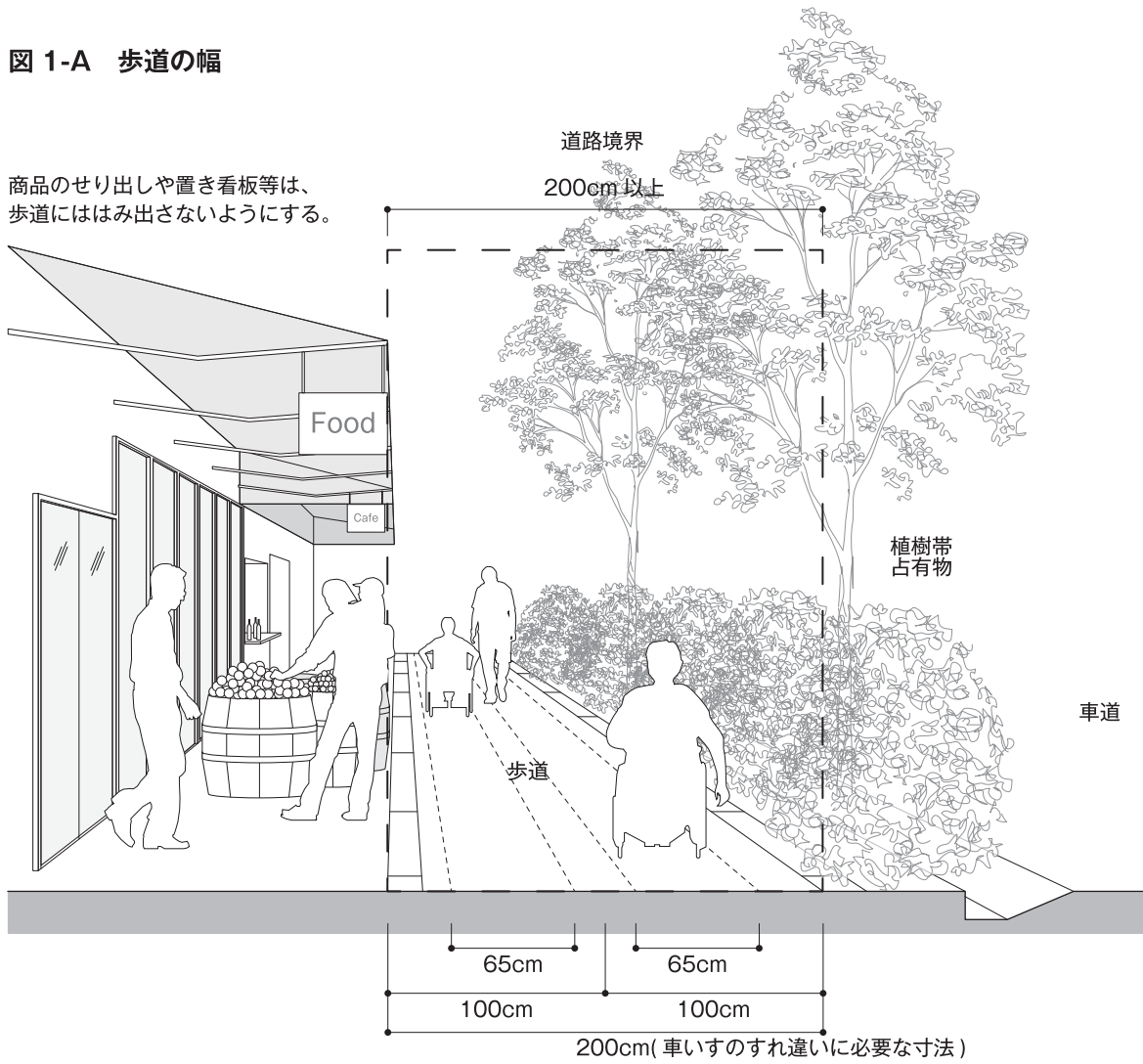


図 1-B マウントアップ方法

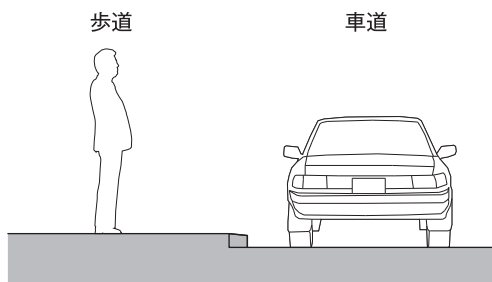


図 1-C 植樹帯での分離

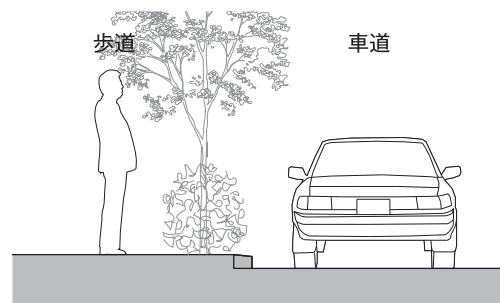


図 1-D ガードパイプでの分離

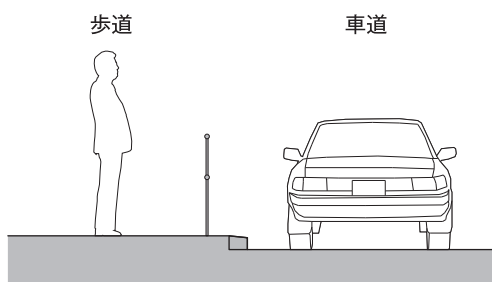


図 1-E フラット方式

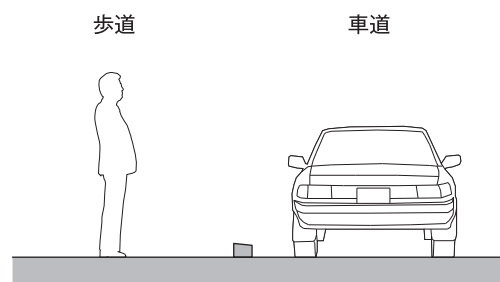
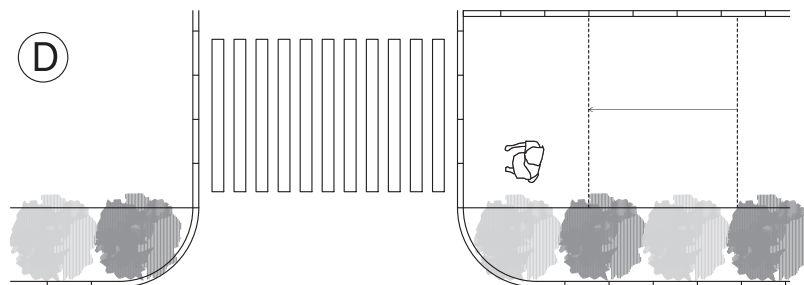
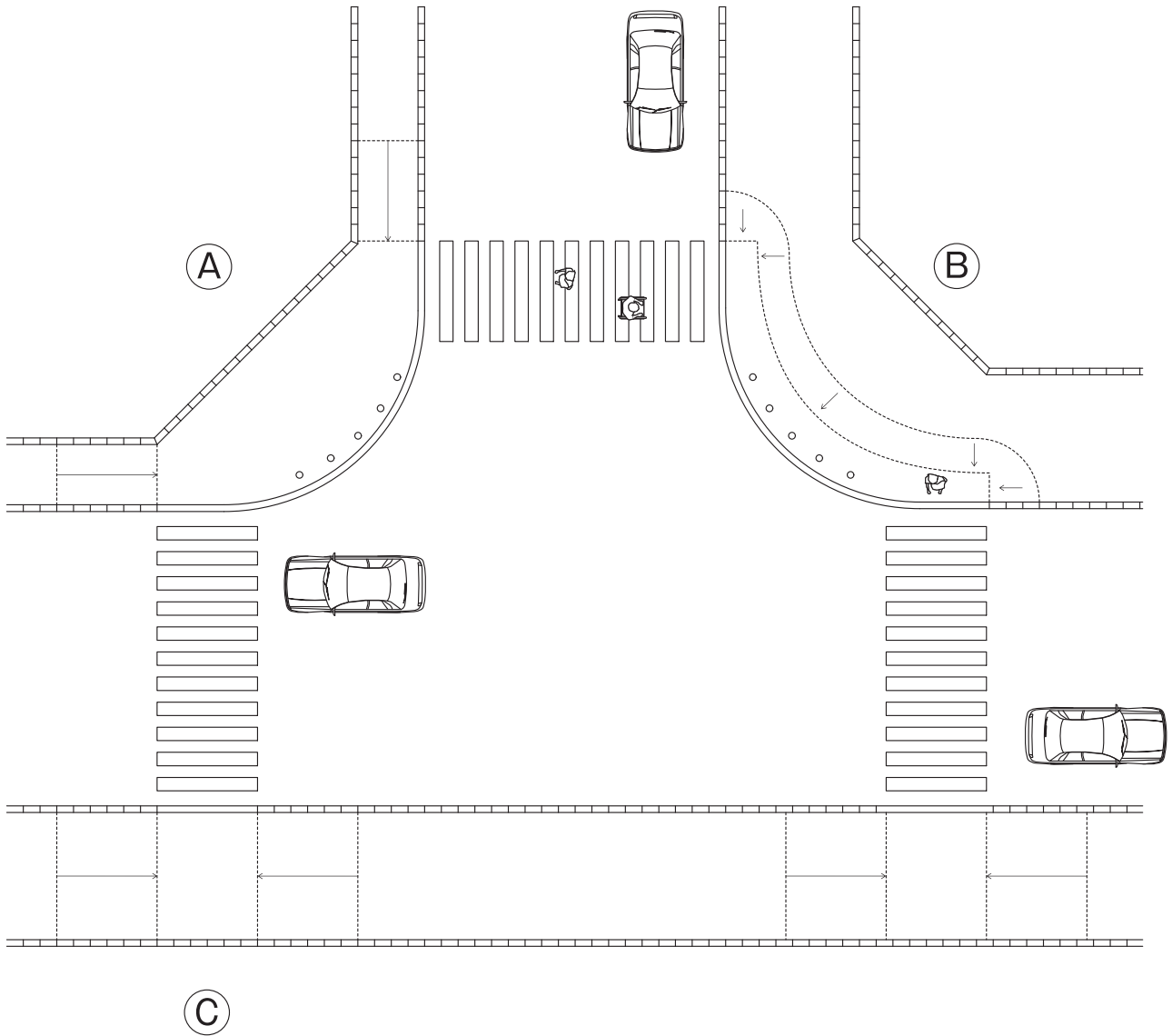
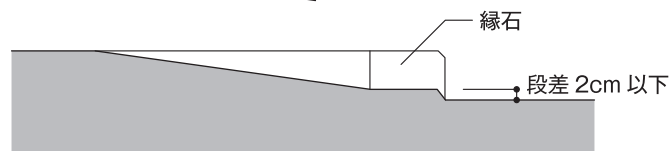


図 1-F 歩道の切り下げの例 (交差点)

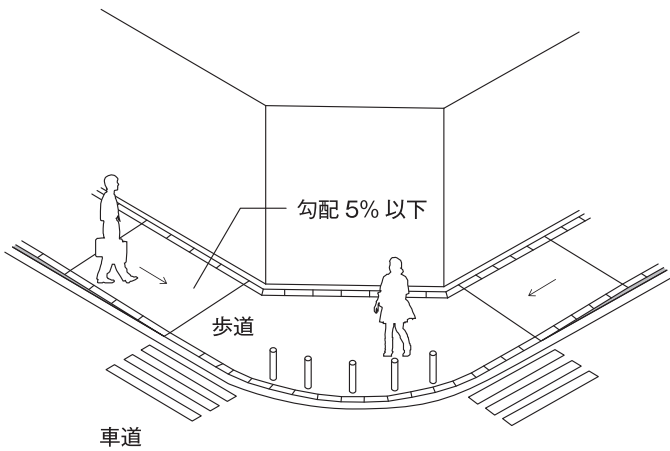
※下図(A)~(D)は右ページの各図に対応。



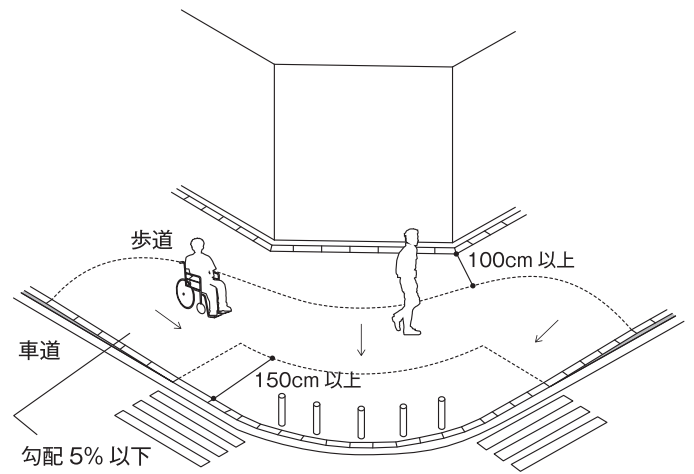
すりつけ勾配 5% 以下



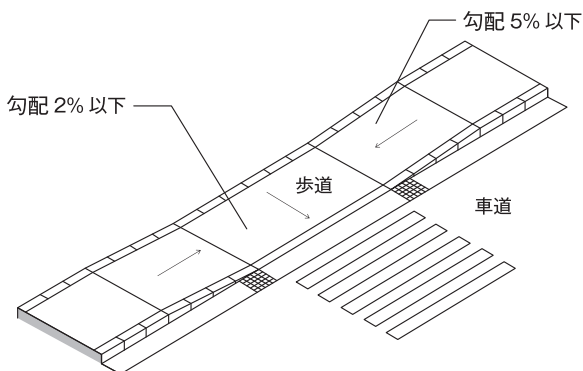
① 歩道が狭い場合の切り下げ例



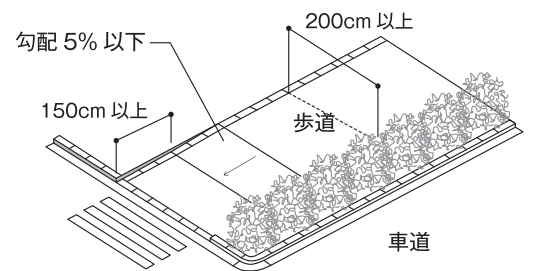
② 歩道が広い場合の切り下げ例



③ 狭幅員の直線部に横断歩道のある場合の切り下げ例



④ 切り開き形式の場合の切り下げ例



高齢者、障害者等の安全かつ円滑な道路空間の確保にあたって留意する項目



(1) 幅の確保

幅を狭める路上への商品のせり出し、置き看板、放置自転車等を防止する工夫が必要である。

(2) 道路とそれに接続する施設との関係

ア) 歩道と民地との境界付近の段差は、極力なくすよう配慮が必要である。また、道路側の改良により新たに民地側と高低差が生じる場合も民地側との段差の解消を図るよう配慮が必要である。

イ) 道路を除く一般都市施設の進入路・出入口に面する歩車道の区分がない道路の地先境界にあつては、切下げ構造等により段差の解消を図るよう配慮が必要である。

ウ) 車乗り入れ部の段差切下げについては、沿道状況により、特殊街きょブロックを使用するなど可能な限り歩道の平坦部を連続して確保する配慮が必要である。

2. 案内表示

一般都市施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 車いす使用者に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。

整備基準解説 ◇

(1) 案内板等の文字

ア) 書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

イ) 案内板等の漢字表記については、必要に応じてひらがなを併記する。

ウ) 必要に応じて触覚による案内方式（点字表示等、触知図）を併用する。

(2) 設置位置

歩道の幅の確保に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

(3) 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、路面より50から200センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

(4) 照明

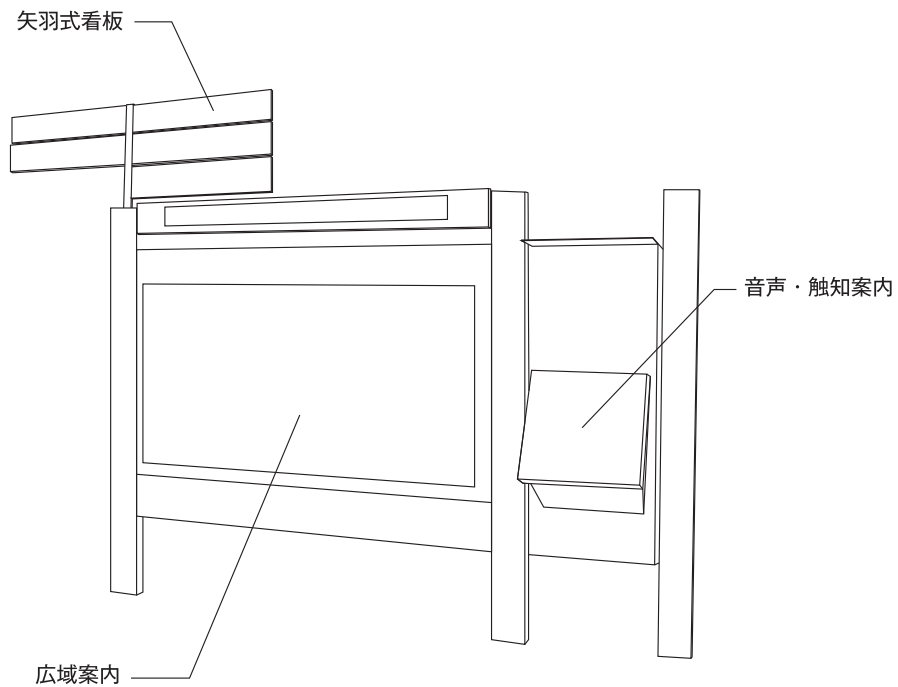
夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際、反射による判読性の低下に注意する。

図 2-A

図 2-B

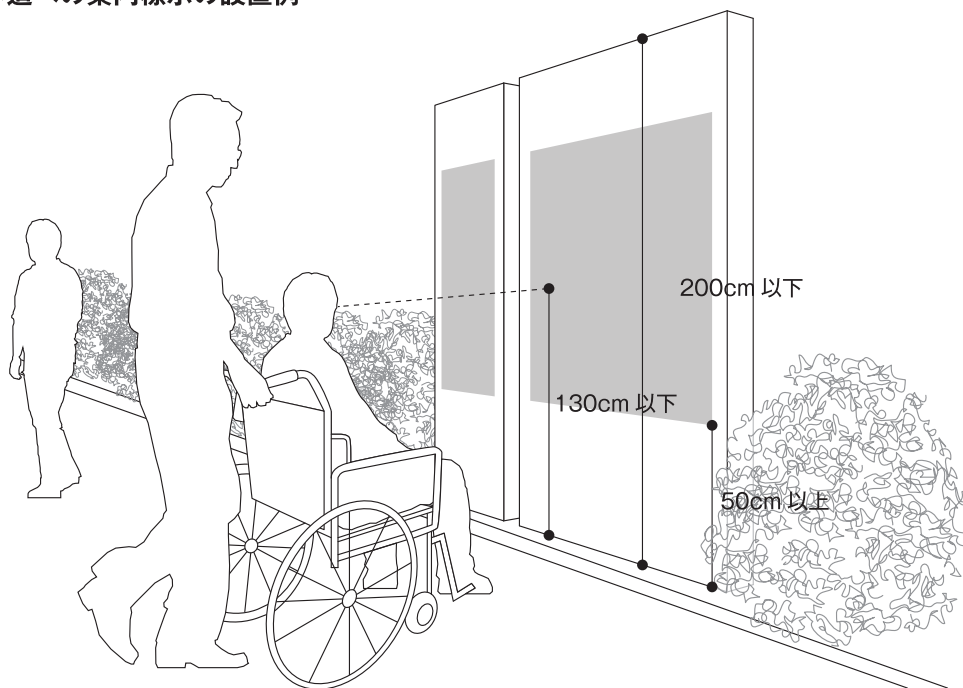


図 2-A 音声案内及び触知図のついた案内標示



音声案内及び触知図のついた案内表示

図 2-B 歩道への案内標示の設置例



3. 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

一般都市施設整備基準

- (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない(工に掲げる場所にあつては、連続して敷設しなければならない。)。
 - ア) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分
 - イ) 立体横断施設の昇降口に近接した路面
 - ウ) 指定施設(立体横断施設を除く。)の出入口等に面する歩道
 - エ) 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所
 - オ) その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げるものでなければならない。
 - ア) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。
 - イ) 色は、原則として黄色とすること。
 - ウ) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。
 - エ) 形状は、次のとおりとすること。
 - (ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。
 - (イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。
 - (ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。
- (3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めなければならない。

整備基準解説 ◇

(1) 敷設場所

ア) 交差点、横断歩道

平面的に車両と交差する交差点・横断歩道は視覚障害者にとって危険な場所である。敷設にあつては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

イ) 立体横断施設の昇降口

昇降口の直前に敷設することにより、立体横断施設等の位置の表示と誘導を行う。

ウ) 指定施設の出入口等に面する歩道

施設側に施設への誘導を目的として視覚障害者誘導用ブロックが義務により敷設されている場合に連続して敷設する。敷設にあつては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

エ) 連続敷設

区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

オ) その他の敷設場所

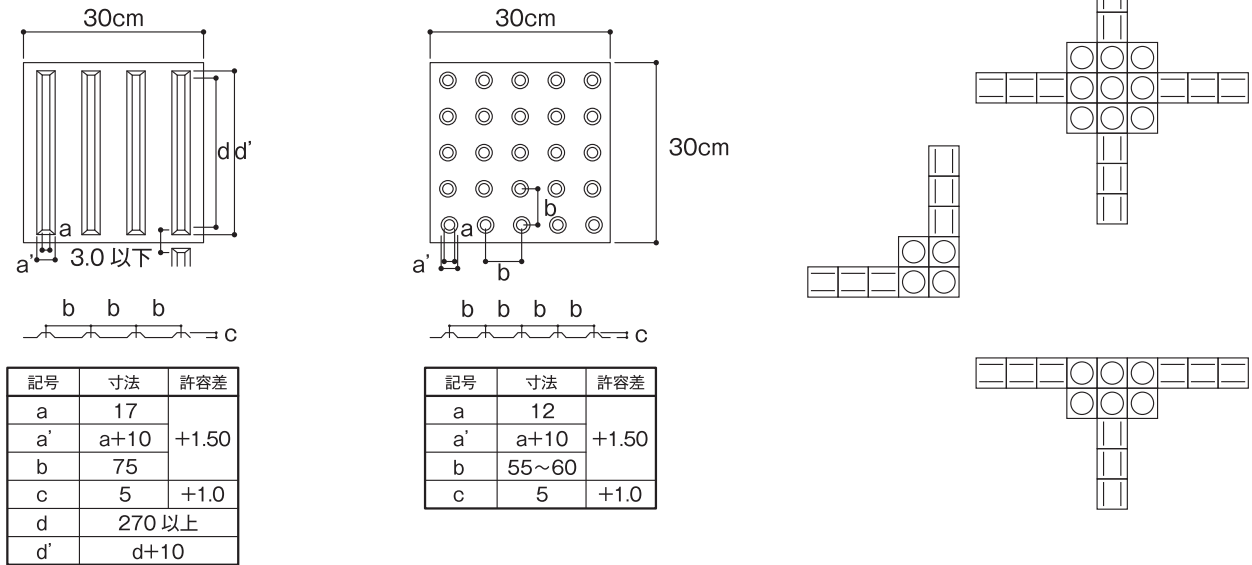
(ア) 歩道上に点字案内板又は触知図を設ける場合は、視覚障害者を誘導する必要があるため、正面に視覚障害者用誘導ブロックを敷設する。

(イ) 通行量の多い駐車場入口等で横断歩道はないが平面的に車両と交差する場所や、地下街の入口その他歩道上の障害物の周囲で注意を喚起する必要がある場所に敷設する。

図 3-C
図 3-D
図 3-E
図 3-F

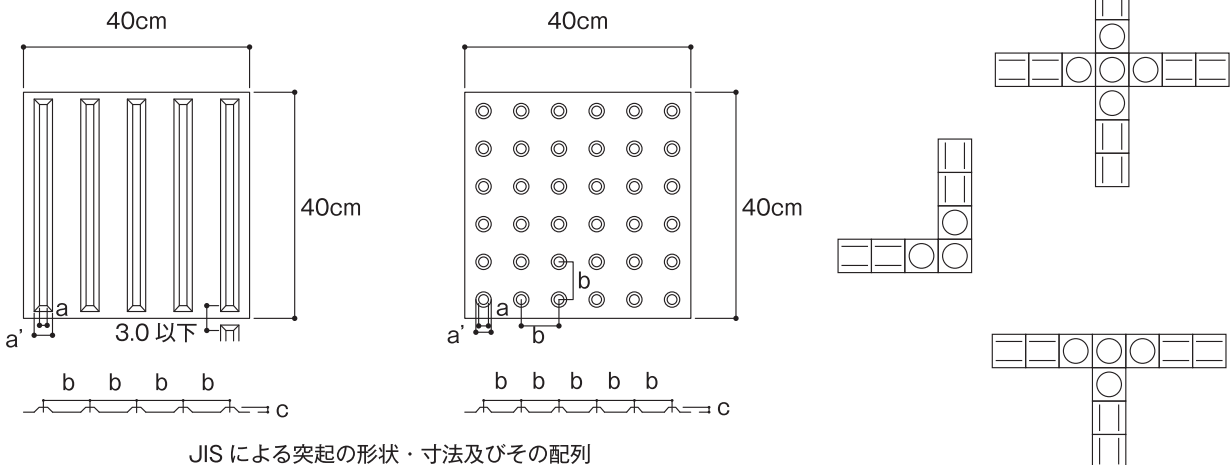
図 3-G

図 3-A 30cm 角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法



JIS による突起の形状・寸法及びその配列

図 3-B 40cm 角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法



輝度と輝度比について

(道路の移動円滑化整備ガイドラインより一部分引用)



コラム

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源の見かけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) / 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）



カ) 敷設にあたっての留意点

- (ア) 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。
- (イ) 歩道に連続して敷設する場合は、歩道の中央部に敷設し、かつ境界部から通行の支障としない距離を確保する。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造

ア) 大きさ

視覚障害者の歩行感覚をとり損なわない最低限の大きさとして、縦横それぞれ30センチメートルとした。歩道等の屋外をある程度の速度で連続して円滑に歩行する場合には、多少の振れ幅を考慮して、縦横それぞれ40センチメートルの大きさが望ましい。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

イ) 色

危険を知らせる箇所（交差点・横断歩道の直前等）は黄色とするが、歩道上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色とすることができる。視覚障害者誘導用ブロックが路面の色彩と類似する場合には、周囲の路面との輝度比2.0程度確保することにより、誘導ブロックを容易に識別できる必要がある。また、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された色を使用する。

ウ) 材質

材質の選定にあたっては、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすいため使用しない。また、ゴム製のものは耐久性に欠けるため使用しない。

エ) 形状

(ア) 突起の形状

ブロックの形状については、点状と線状の区別ができないようなもの（線状突起が小判型の線状ブロック等）は使用せず、JIS規格のものを使用し、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された形状のものとする。

(イ) 線状ブロック

歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示す。また、放置自転車や置き看板等で通行に支障を及ぼす恐れがある場合には、PRシートを敷設するなど視覚障害者が円滑に通行できるよう配慮する。

(ウ) 点状ブロック

注意・警告すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

(3) 音響式信号機

ア) 設置場所

付近に視覚障害者の利用が多い施設があるため、横断需要が多い場所や、その他自動車交通量が多い場所等がある。特に、鉄道の駅等から施設まで視覚障害者誘導用ブロックが連続的に敷設された経路上にあつては設置に配慮する。

イ) 設置にあたっての配慮

音響式信号装置の音量については、目的とする施設の稼働時間を考慮して設定する。また、稼働時間帯については、交通量や周辺環境を考慮して設定する。

図 3-A
図 3-B

図 3-H

図 3-C 直線的に横断歩道がある場合の敷設例

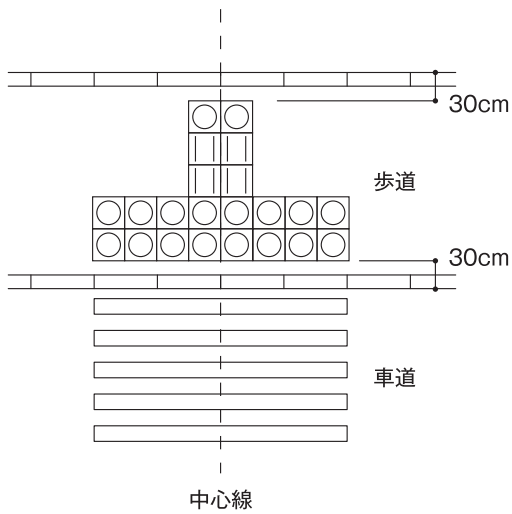
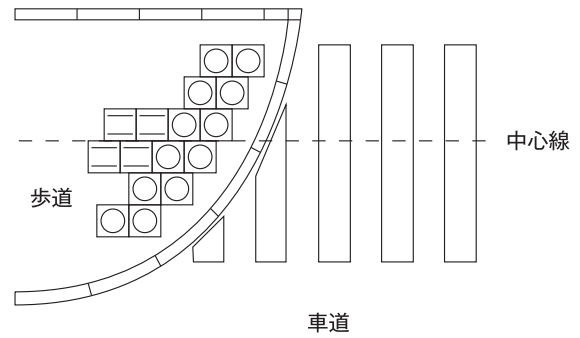


図 3-D 巻き込み部横断歩道がある場合の敷設例



※車止めを設置する場合は、視覚障害者誘導用ブロックと車止めとの離隔をとって敷設すること（図 3-E、図 3-F 共通）

図 3-E 2方向に横断歩道がある場合の敷設例

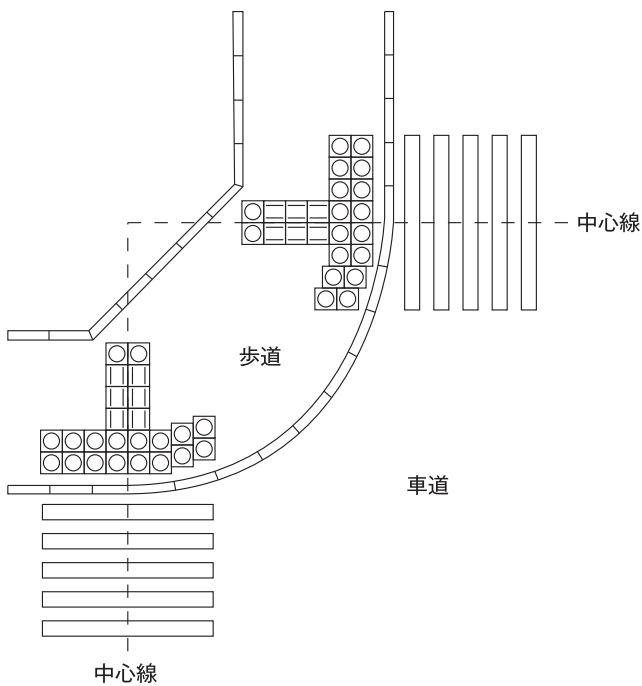


図 3-F 横断歩道が近接している場合の敷設例

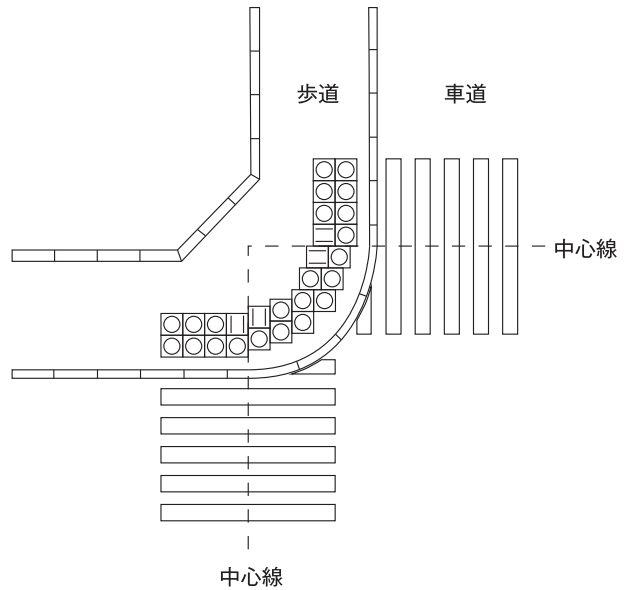


図 3-G 障害物回避の敷設例

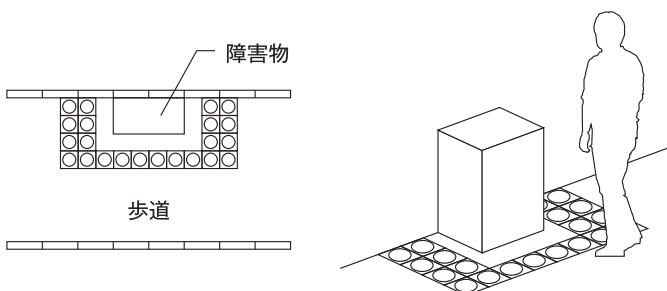
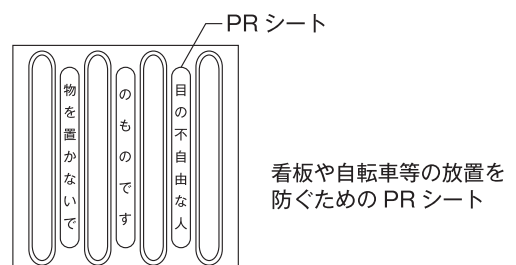


図 3-H PR シートの敷設例



4. ベンチ等

一般都市施設整備基準

必要に応じ、高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けなければならない。

整備基準解説

高齢者、障害者等は、長距離の歩行や、長時間の立位が困難な場合があるため、目的とする施設の途中に休憩できるスペースが必要となる。休憩スペースには休憩機能を確保するベンチや上屋、植栽等の設置が考えられる。

図 4-A
図 4-B
図 4-C

図 4-A 植樹帯を利用した例

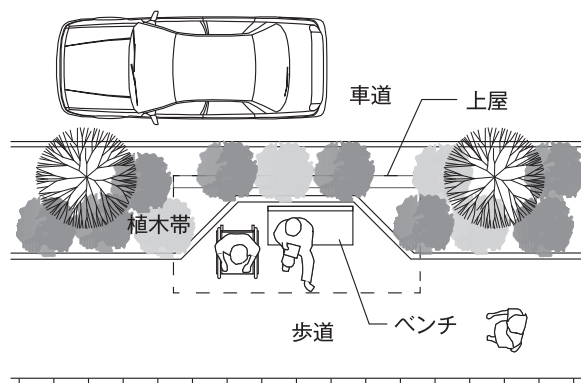


図 4-B ポケットパークを設けた例

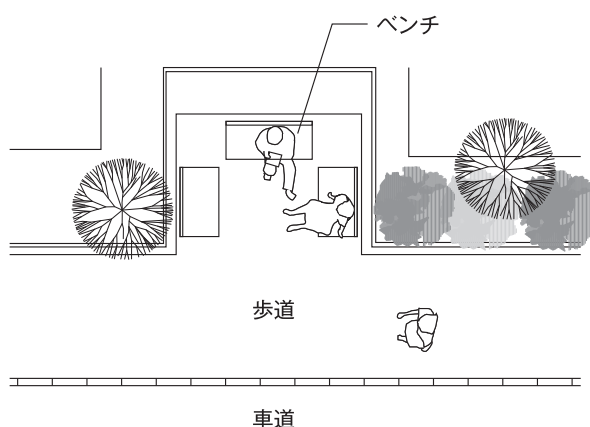
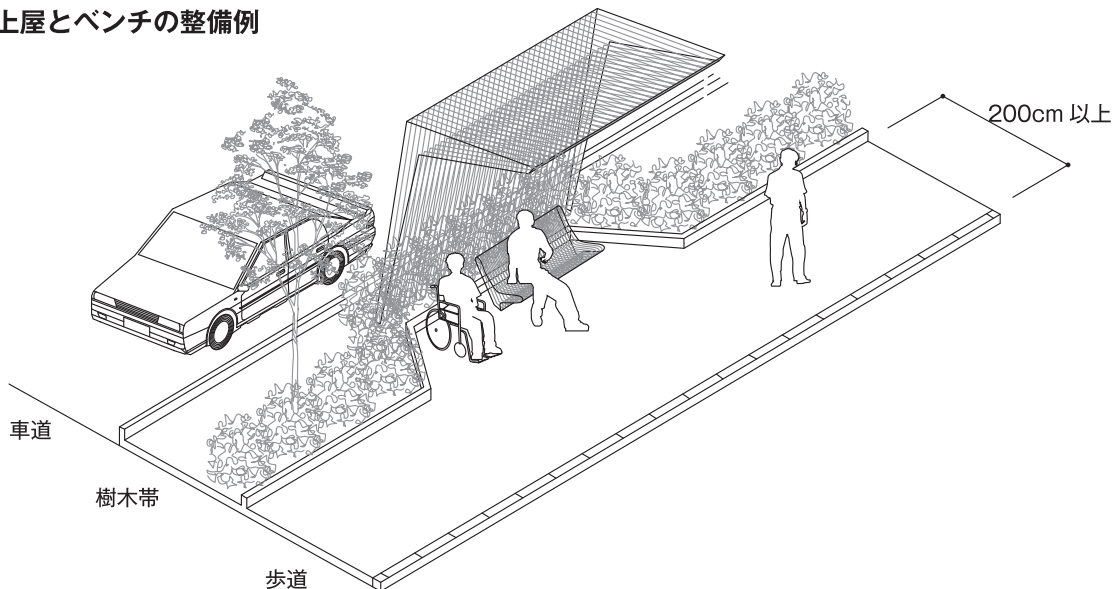


図 4-C 上屋とベンチの整備例



2

道路[2]

指定施設



基本的考え方

連続した歩道の整備のためには、動線上にある立体横断施設の整備が重要となる。特に、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に昇降することができるエレベーターの設置が必要である。

1. 通路

指定施設整備基準

通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、200センチメートル以上とすること。
- (2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機その他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。
- (3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。

整備基準解説 ◇

(1) 幅

車いす使用者同士が余裕をもってすれ違えるように200センチメートル以上確保する。

(2) 段

通路の施工にあたっては、凹凸や段が生じないよう平坦性の確保に十分配慮する。

(3) 路面

ア) 路面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げ材を選択する。

イ) 路面の摩擦が大きい場合は、逆につまずく原因となることもあるので舗装材の選択には十分な留意が必要である。

(4) 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

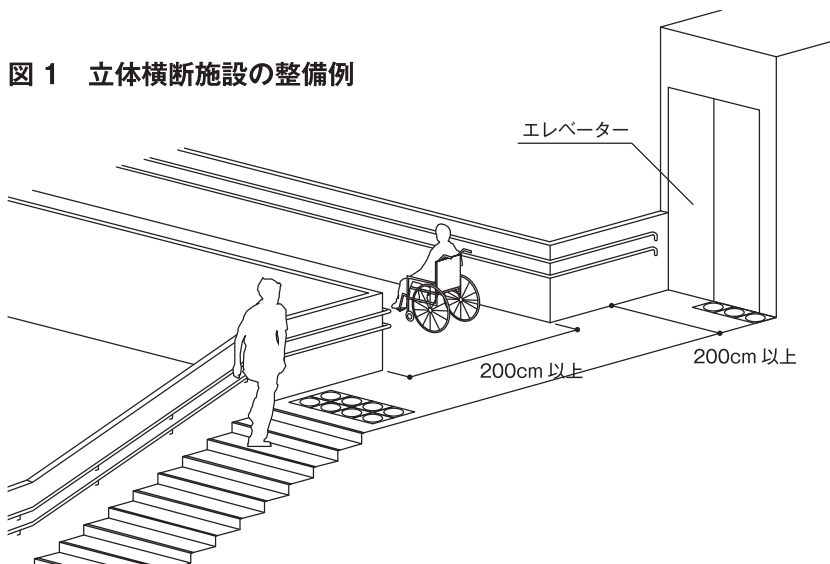
※昇降部分とは、地上から立体横断施設の一部又は下部の通路に接続する階段をいう。

○その他の事項

必要に応じ手すりを設けるのが望ましい。

◇

図 1



2. 階段

指定施設整備基準

昇降部分の階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、150センチメートル以上とすること。
- (2) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。
 - ア) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ60センチメートル以上65センチメートル以下のものとの併設すること。
 - イ) 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
 - ウ) 握りやすい形状とすること。
 - エ) 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
- (3) 回り段でないこと。
- (4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (7) 段鼻には、滑り止めを設けること。
- (8) 蹴込板を設けること。

整備基準解説 ◇

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等に配慮する。特に、踏面の奥行、仕上げ、手すりの構造に配慮する。また、けあげの高さについても考慮する。

- (1) 幅
150センチメートルは、松葉杖で円滑に階段を昇降できる寸法である。
- (2) 手すり
手すりは、高齢者、障害者等の安全な歩行に配慮して階段に設ける。また、誘導、落下防止等についても有効な設備であり、目的に応じた形状、高さ等に配慮する。
 - ア) 手すりの段数
低い高さの手すりは子供や高齢者にとって利用しやすい。2段手すりの取り付け方法として、上段、下段の手すりの中心を縦方向にそろえて設置した場合は、下段手すりの利用者が握りやすいよう、上段は80～85センチメートルとする。2段手すりの設置については下の段を子供等が足掛けとすることによる転落事故の防止に配慮する。
 - イ) 水平部分
両側に連続して設ける。踊場にあつては安全に身体を支え休むことができる構造とするため、連続した手すりの設置を規定したものである。
 - ウ) 形状
握りやすい形状には、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる円形がある。円形の場合は、断面の直径を3～4センチメートル程度とする。なお、壁面

図 2-B

図 2-C

図 2-D

図 2-E

と手すりのあきは3~5センチメートルとする。

工) 始末端部

手すりの端は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平に45センチメートル以上延長する。

(3) 形状

回り段やらせん階段は、外側と内側で踏面の寸法が異なることで段を踏みはずしてしまう危険があり、また、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため好ましくない。

(4) (5) 踏面

踏面とは、階段の踏板の上面（けこみ寸法を除く）のことをいう。階段は、転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく利用しやすい踏面の寸法を確保する必要がある。特に松葉杖の使用等を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。金属製のすべり止めは杖が滑るので避ける。

また、階段の一段の高さのことけあげといい、高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保する必要がある。

(6)(7) 段鼻

段鼻は足や杖が引っかからないようにし、すべり止めも踏面から突出しないようにする。すべり止めの色は、踏面及びけあげと変化をつける。

(8) けこみ板

階段の踏板間に入れる垂直の板のことをいう。けこみ板は足や杖が引っかからないようにし、色の变化をつけ、高齢者や弱視者が段を識別しやすいものとする。

○その他の事項

ア) 各段寸法は踏面30センチメートル以上、けあげ16センチメートル以下、けこみ2センチメートル以下とすることが望ましい。

イ) 階段側面は両面とも壁であるか、壁でない箇所には杖の先が落ち込まないように2センチメートル以上の立ち上がりを設けることが望ましい。

ウ) 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置することが望ましい。

エ) 広幅員の階段には必要に応じ中央部に手すりを設けることが望ましい。

図 2-A

図 2-B

図 2-B

図 2-B

図 2-A 回り階段について

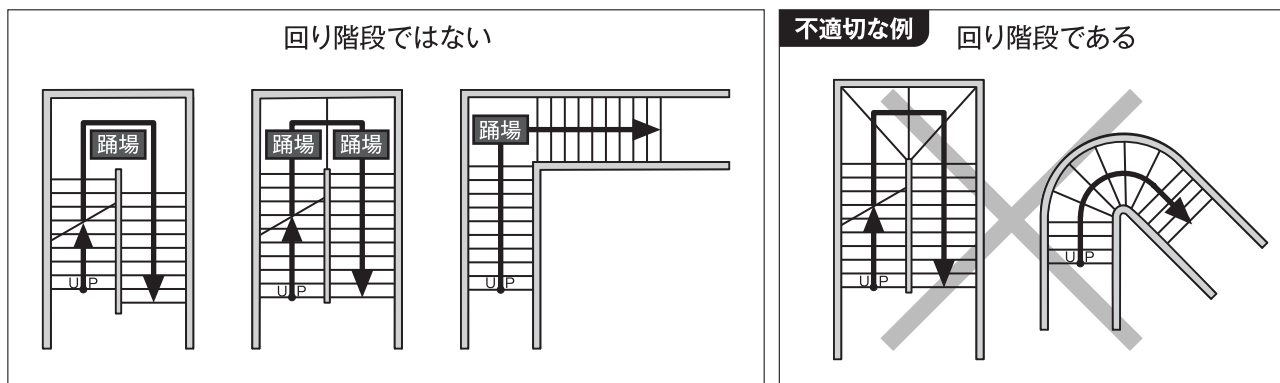


図 2-B 段の形状

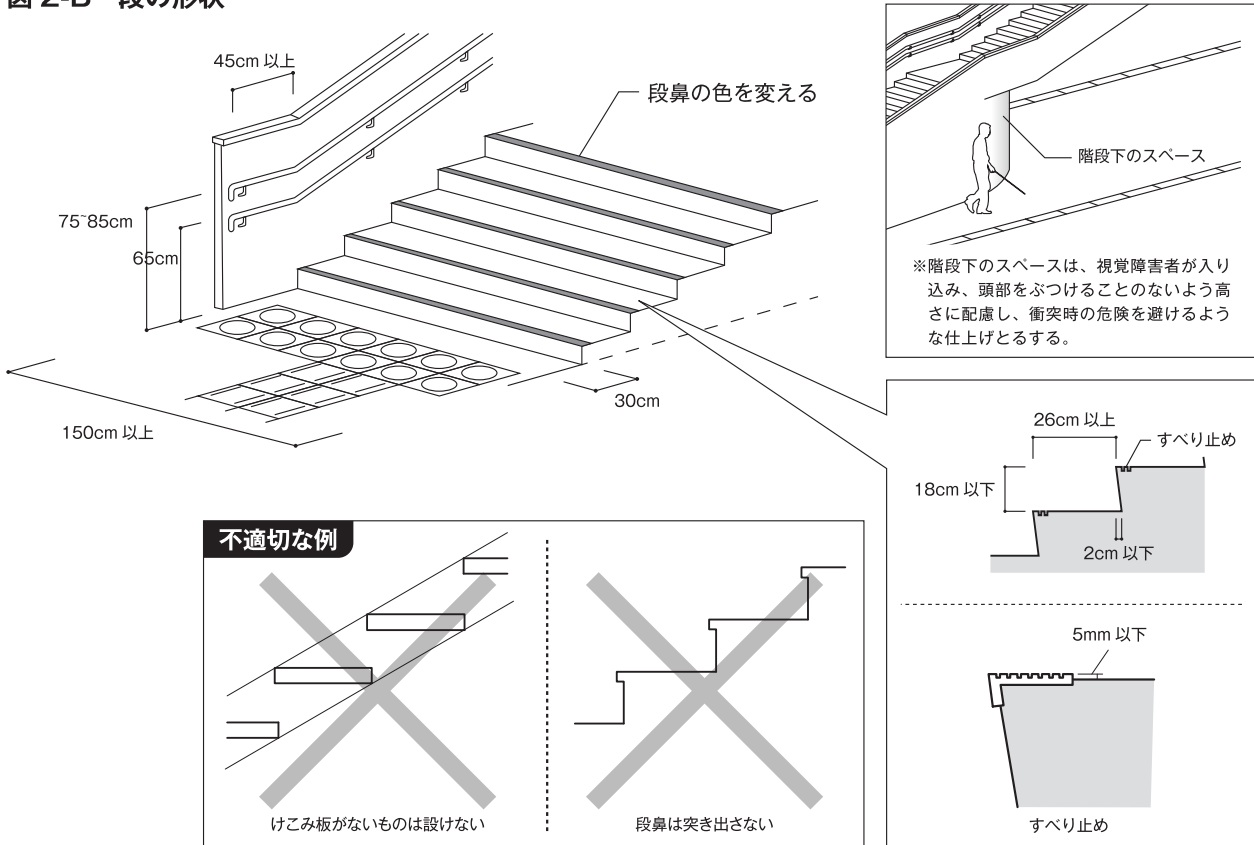


図 2-C 手すりの設置例

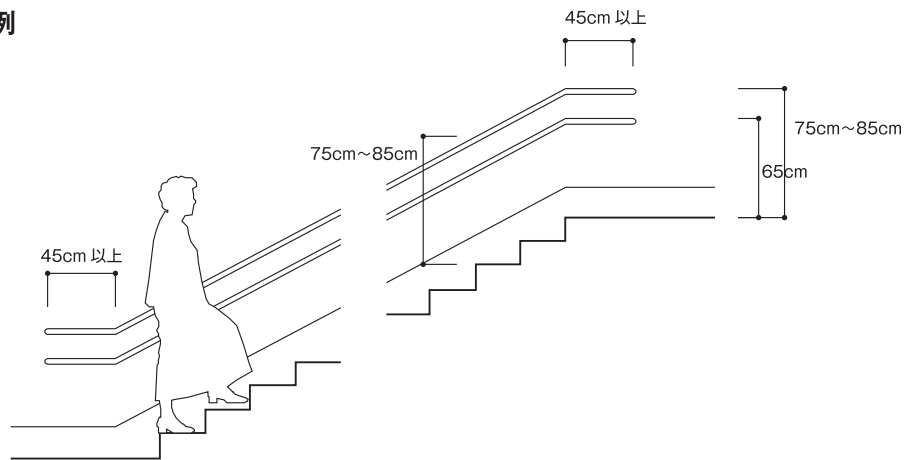
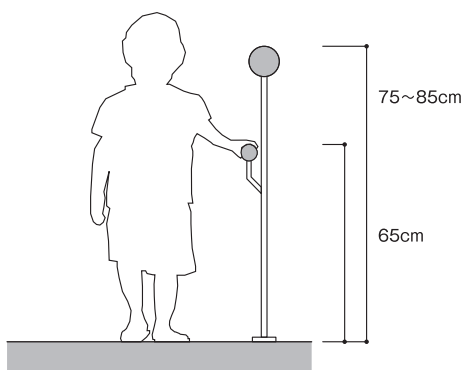
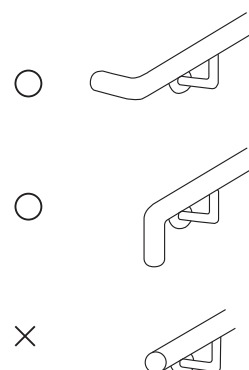


図 2-D 手すりの断面図



下段の手すりは上段の手すりとはずらして取り付け、子どもが握りやすい太さとする。

図 2-E 端部のおさまり



手すりの端部は、衝突時の危険防止のための処理を行う。

3. 傾斜路

指定施設整備基準

1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、135センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、8パーセント以下とすること。
- (3) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (4) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (5) 傾斜路の両側には、側壁又は柵及び高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
- (6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 必要に応じ、2の項(2)に定める構造の手すりを設けること。

整備基準解説 ◇

1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路とは通路（昇降部分を除く）と建築物との接続部分で段が生じる場合等に設けるもので昇降部分（階と階を結ぶ階段）を傾斜路で処理するものではない。

(1) 幅

斜路行程が長い場合、途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、車いす使用者と歩行者が余裕をもってすれ違える寸法が必要となる。ただし、階段併設の場合は、100センチメートル以上とすることができる。幅200センチメートル以上とすることが望ましい。

(2) 勾配

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。勾配は6パーセント（15分の1）以下とすることが望ましい。

(3) 傾斜路途中の水平部分

斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊り場が必要となる。

(4) 始末端部の水平部分

始末端部前では前方の安全確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。

(5) 立ち上がり

転落の危険性に配慮して高欄等を設ける。高欄等を設ける場合は杖や車いすのキャスターが落ちないように5センチメートル以上の立ち上がりを設ける。

(6) 路面

車いすは勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため表面は滑りにくい仕上げとする。特に、路材は水に濡れても滑りにくいものを選択して使用する。

(7) 手すり

2「階段」の項(2)を参照

図 3-A

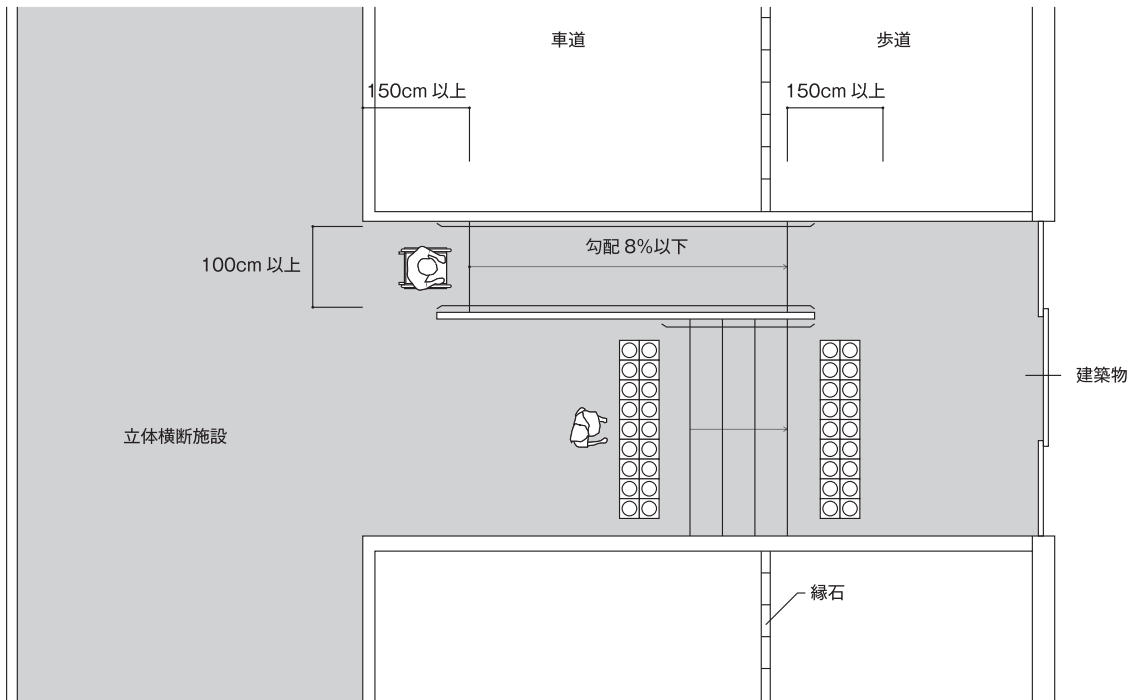
表 3

図 3-B

図 3-A

図 3-C

図 3-A 傾斜路の整備例 1



立体横断施設の通路に段が生じる場合には、傾斜路を設ける。

図 3-B 傾斜路の整備例 2

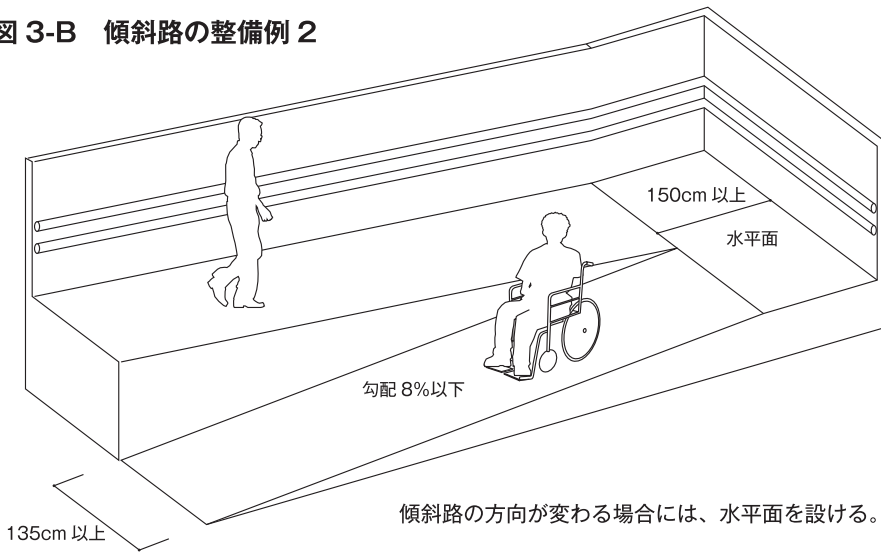


図 3-C 手すりの設置例

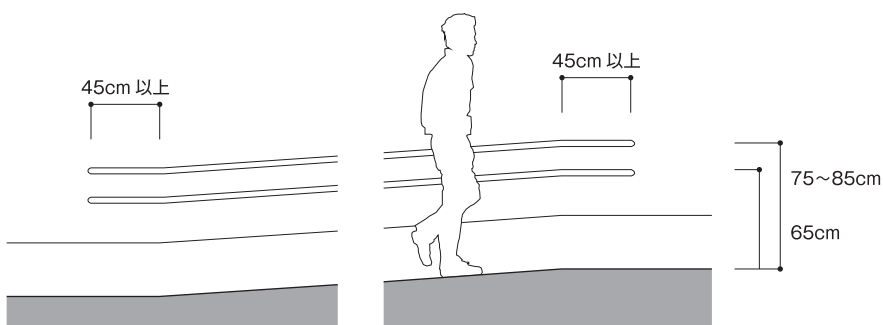


表 3 勾配の標示比較表

%	8%	6%
勾配	約 1/12	約 1/15
度	4.76°	3.81°

4. エレベーター

指定施設整備基準

大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。

- (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (2) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (3) 籠の幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- (4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (5) 籠内に、車いす使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。
- (6) 籠内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (7) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (10) 籠内又は乗降口に、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降口に接続する歩道又は通路の部分は高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (12) 乗降口に、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

整備基準解説 ◇

基本的考え方

エレベーターは、停止状態のまま乗ることができるため高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効なものである。そのため、高齢者、障害者等を考慮したエレベーター本体の整備と設備に配慮する。また、かご及び昇降路の出入口の前（以下、本項で「乗降口」という。）の構造は車いす使用者等に配慮したスペースを確保する。

(1) 出入口の幅

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。90センチメートル以上とすることが望ましい。

(2) かごの寸法

高齢者、障害者等が円滑に利用できるかご寸法の考え方としては、まず、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法がある。なお、利用者動線の観点から、貫通型（スルー型）や直角二方向型が有効な場合は、これらの導入を検討する。ただし、かご内の平面形状や乗降口のスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種を選定にあたっては、十分な配慮が必要である。かごは、間口160×奥行135センチメートル以上とすることが望ましい。

(3) 車いすの転回

かご内の車いすの転回スペースの寸法は、135×140センチメートル以上の寸法であることが望ましい。

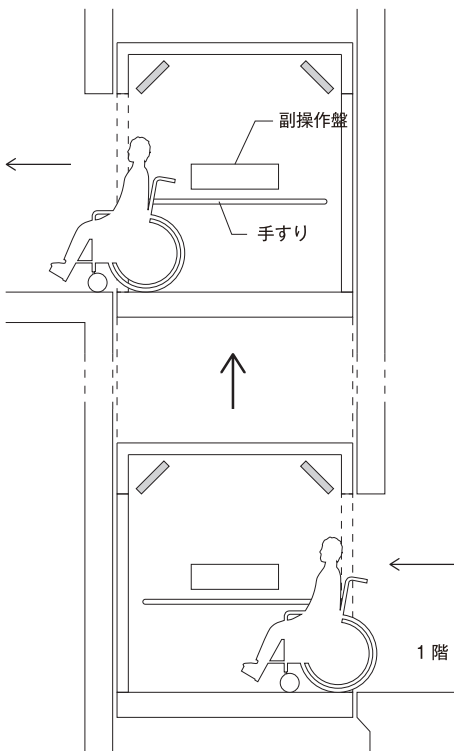
図 4-B

図 4-A

図 4-B

図 4-B

図 4-A 出入り口が複数あるエレベーターの例



鏡は、乗降時の後方等の確認ができる位置に設ける。

図 4-B エレベーターまわりの整備例（平面）

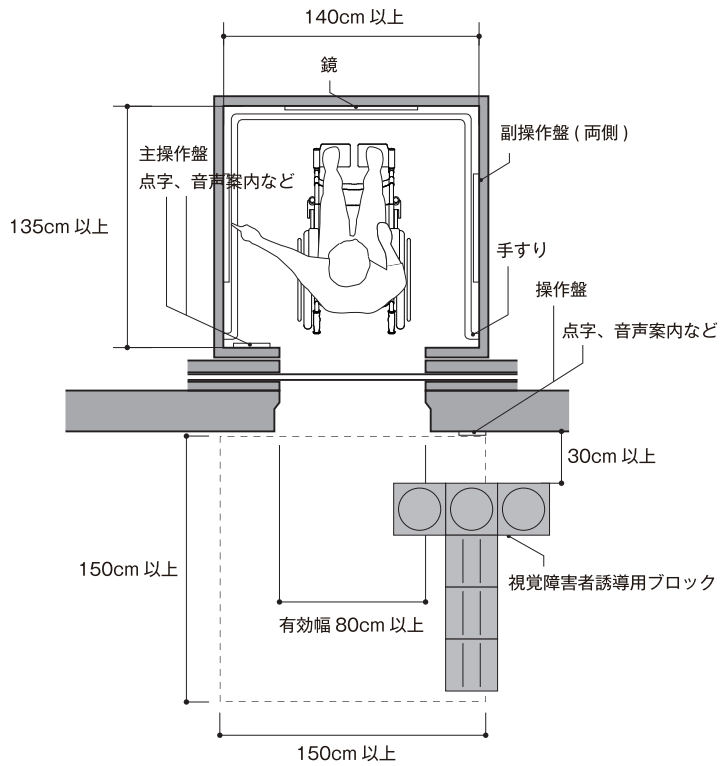
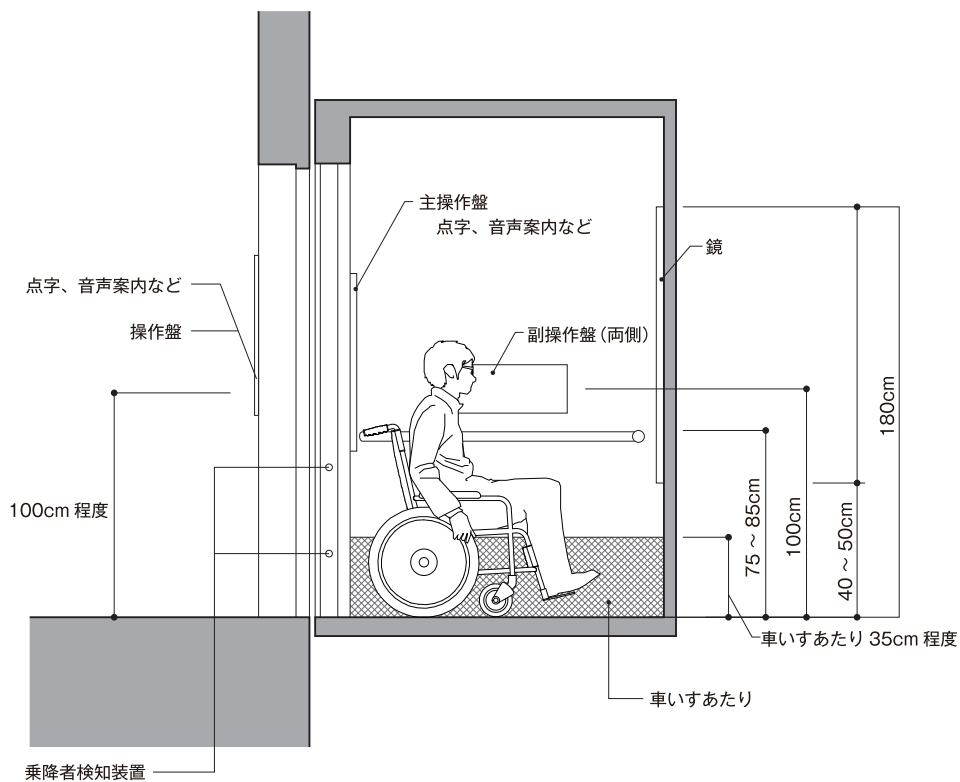


図 4-C エレベーターまわりの整備例（断面）



(4) かご内の表示装置

聴覚障害者の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。

(5) 鏡

かご内には、着床状態及び乗降口側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上90センチメートル以下の高さから上方へ90センチメートル以上の長さで設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。

(6) 操作盤

車いす使用者の利用に配慮して、かご内の左右側面の側板の中央付近に、副操作盤を床上100センチメートル程度の高さに設ける。点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。

図 4-E

図 4-F

(7)かご内の音声案内装置

視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの開鎖等を知らせる音による案内を設ける。

(8)手すり

両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。取り付け高さは、75～85センチメートル程度とする。正面壁にも設けることが望ましい。

図 4-F

(9) かご内又は乗降口の音声案内装置

視覚障害者の利用に配慮して、かご内又は乗降口にかごの到着時にドアの開閉や昇降の別等を知らせる音による案内を設ける。

(10) 乗降口の構造

車いすの待機、転回に支障がないように150×150センチメートル以上の水平な空間を設けることが必要である。

図 4-B

図 4-D

(11) 乗降口の表示装置

聴覚障害者等の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。乗降口に到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。

(12) 非常時の安全確保

非常時の安全確保のため、乗降口及びかごの戸にガラス窓を設置するよう努める。

図 4-D

○その他の事項

ア) 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置する。

イ) 特に、高齢者、障害者等の利用の多い施設等の経路上にある立体横断施設については、優先的にエレベーターを設けるように努めるのが望ましい。

図 4-D 乗降口の整備例

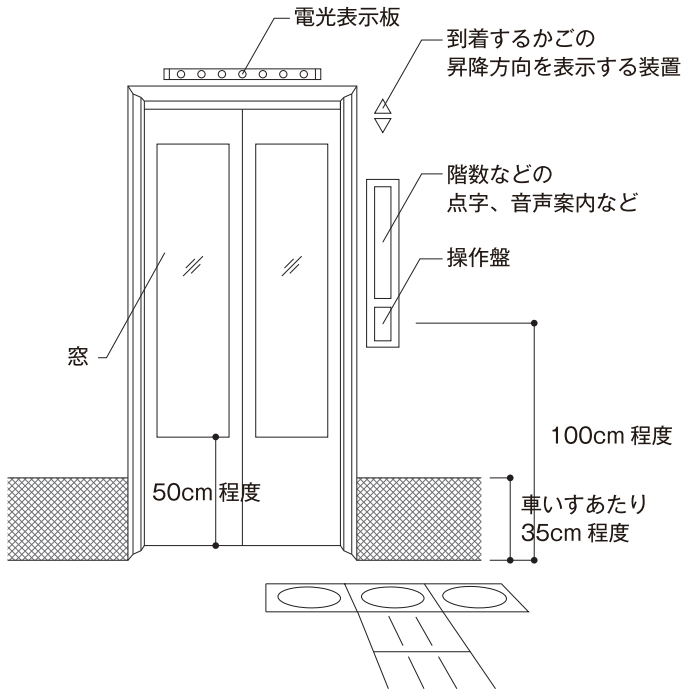


図 4-E 操作盤の例

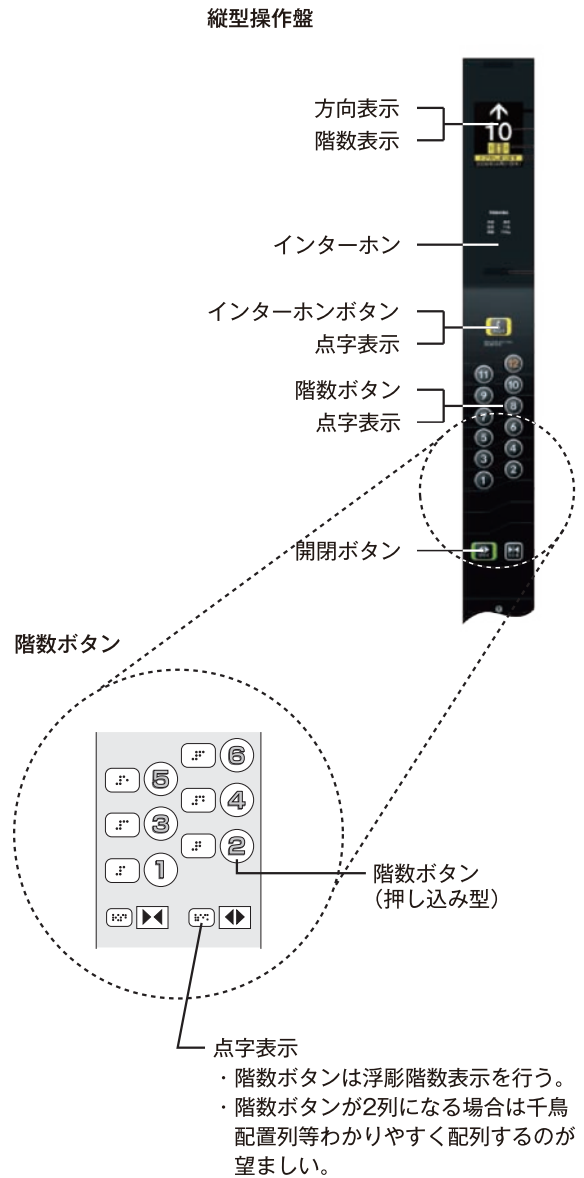
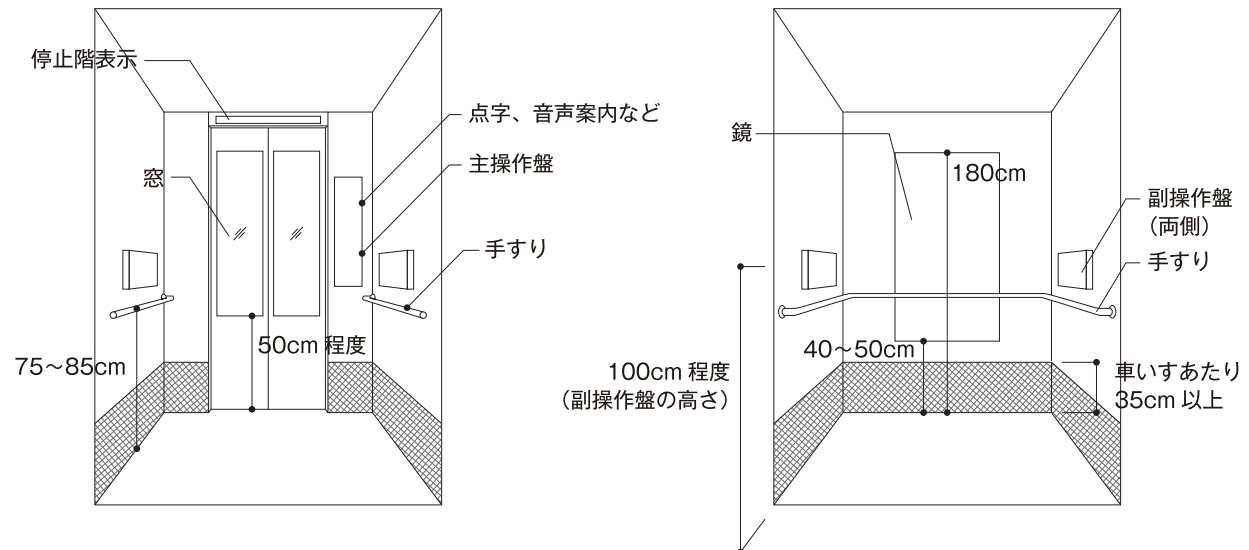


図 4-F エレベーターかご内の整備例



5. 案内表示

指定施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- (5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説 ◇◇

高齢者、障害者等の移動を容易にするため、障害の特性に応じた案内標示を行う。案内板・サインの設置にあたっては、車いす使用者、弱視者、高齢者、知的障害者等にも分かりやすく、また、通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。照明や採光もあわせて配慮する。

(1) 文字

- ア) 書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- イ) 点字による表示を行うことが望ましい。
- ウ) 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。

(2) 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障ならないように設置する。

(3) 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50～200センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

(4) 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際、反射による判読性の低下に注意する。

(5) スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

○その他の事項

必要に応じ音による案内（音声誘導装置）を併用することが望ましい。

6. 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 次の場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。
 - ア) 立体横断施設の昇降口並びに階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した路面
 - イ) 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所
- (2) 階段、段及び傾斜路の手すりの端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。
- (3) エスカレーターを設ける場合は、くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとしなければならない。

整備基準解説 ◇◇

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

構造は、道路の一般都市施設整備基準3の項「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の(2)を参照。

ア) 立体横断施設の昇降口等の敷設

昇降口に近接した路面に敷設することにより、立体横断施設の位置の表示と誘導を行う。敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

イ) 連続敷設

区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路上にある立体横断施設が対象となる。連続した経路の立体横断施設にエレベーターがある場合はエレベーターの乗り場ボタン前に敷設する。

(2) 点字表示

視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

(3) エスカレーター

弱視者が、くし板とステップ部分を識別しやすいようくし板の縁取りを行う。

○その他の事項

ア) エスカレーターの始末端部で音声案内を行うことが望ましい。

イ) 必要に応じ音による案内（音声誘導装置）を設けることが望ましい。

図 7-A
図 7-B

図 7-A 視覚障害者誘導用ブロックの立体横断施設の敷設例

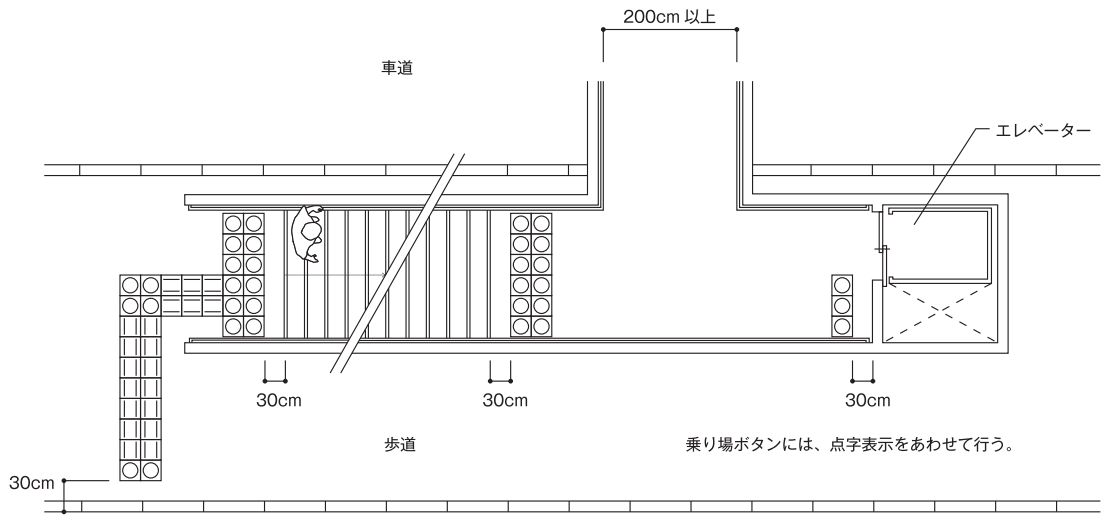


図 7-B 階段まわりの整備例

